

令和元年度

福島町議会
定例会 3 月会議

議会提出議案

福島町議会

令和元年度福島町議会定例会 3月会議 議会提出議案目次

番号	件名	頁
発委 7	福島町議会基本条例の一部改正について	1
発委 8	福島町議会会議条例の一部改正について	2
発委 9	北海道の子ども医療費無償化拡充を求める意見書の提出について	3
発委 10	「民族共生の未来を切り開く」決議について	5

発委第7号

福島町議会基本条例の一部改正について

福島町議会基本条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年3月9日提出

提出者 福島町議会運営委員会
委員長 平沼 昌平

福島町議会基本条例の一部を改正する条例

福島町議会基本条例(平成21年条例第11号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(議決事件の拡大) 第11条 代表機関である議会は、町政における重要な計画等の決定に参画する観点から、議会の議決事件(地方自治法第96条第2項)を、次のとおり定める。</p> <p>(1)町民憲章・宣言 (2)友好(姉妹)市町村締結 (3)町花・町木 (4)福島町総合計画 <u>(5)福島町まちづくり行財政推進プラン</u> <u>(6)福島町都市計画</u> <u>(7)福島町地域防災計画</u> <u>(8)福島町農業振興地域整備計画</u> <u>(9)福島町森林整備計画</u> <u>(10)福島町地域福祉計画</u> <u>(11)福島町住宅マスタープラン</u> <u>(12)福島町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画</u> <u>(13)子ども・子育て支援事業計画</u> <u>(14)福島町人口ビジョン・総合戦略</u></p>	<p>(議決事件の拡大) 第11条 代表機関である議会は、町政における重要な計画等の決定に参画する観点から、議会の議決事件(地方自治法第96条第2項)を、次のとおり定める。</p> <p>(1)町民憲章・宣言 (2)友好(姉妹)市町村締結 (3)町花・町木 (4)福島町総合計画</p> <hr/> <p><u>(5)福島町都市計画</u> <u>(6)福島町地域防災計画</u> <u>(7)福島町農業振興地域整備計画</u> <u>(8)福島町森林整備計画</u> <u>(9)福島町地域福祉計画</u> <u>(10)福島町住宅マスタープラン</u> <u>(11)福島町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画</u> <u>(12)子ども・子育て支援事業計画</u> <u>(13)福島町人口ビジョン・総合戦略</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発委第8号

福島町議会会議条例の一部改正について

福島町議会会議条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年3月9日提出

提出者 福島町議会運営委員会
委員長 平沼 昌平

福島町議会会議条例の一部を改正する条例

福島町議会会議条例(平成21年条例第12号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(常任委員会の名称、委員定数、その所管) 第119条 常任委員会の名称、委員の定数、 所管は次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務教育常任委員会 6人 総務課、企画課、税務課、吉岡支所、 教育委員会、固定資産評価委員会、その 他教育に課する事項、他の常任委員会に 属さない事項</p> <p>(2) 経済福祉常任委員会 6人 町民課、福祉課、産業課、建設課、農 業委員会、その他経済福祉に関する事項</p> <p>(3) 広報・広聴常任委員会 10人 広報広聴の実施に関する事項</p> <p>① 総務教育部会 6人 総務教育常任委 員会の所管に関する事項</p> <p>② 経済福祉部会 6人 経済福祉常任委 員会の所管に関する事項</p>	<p>(常任委員会の名称、委員定数、その所管) 第119条 常任委員会の名称、委員の定数、 所管は次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務教育常任委員会 6人 総務課、企画課、町民課(賦課係・徴 収係)、吉岡支所、教育委員会、固定 資産評価委員会、その他教育に課する事 項、他の常任委員会に属さない事項</p> <p>(2) 経済福祉常任委員会 6人 町民課(町民係・戸籍係・年金係)、 福祉課、産業課、建設課、農業委員会、 その他経済福祉に関する事項</p> <p>(3) 広報・広聴常任委員会 10人 広報広聴の実施に関する事項</p> <p>① 総務教育部会 6人 総務教育常任委 員会の所管に関する事項</p> <p>② 経済福祉部会 6人 経済福祉常任委 員会の所管に関する事項</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

発委第9号

令和2年1月28日

福島町議会議長 溝部 幸基 様

提出者 経済福祉常任委員会
委員長 佐藤 孝男

北海道の子ども医療費無償化拡充を求める
意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり福島町議会会議条例第17条第3項の規定により提出します。

北海道の子ども医療費無償化拡充を求める意見書

いま、少子化の進行や子どもの貧困が北海道の喫緊の課題になっている。

平成29年に北海道等が実施した「子どもの生活実態調査」では、全国平均を上回る5人に1人が貧困状態にあり、経済的理由で受診を断念せざるを得なかった世帯が17.8%、非課税世帯では32.6%と高いことが分かった。すべての子どもたちの健康を守るため、お金を心配せずに必要な時に医療機関を受診できるように、北海道の子ども医療費助成制度の拡充が求められている。

しかし、北海道の子ども医療費助成の通院無償化は3歳未満、その上所得制限や一部負担金があり、他県から比べても大きく遅れており、道内の市町村では中学生や高校生まで医療費無償化の取り組みが広がっているが、地域によって格差があり、北海道の制度拡充による底上げが求められているので、下記の事項について要望する。

記

1. お金を心配せずに必要な時に医療機関を受診できるように、北海道の子ども医療費助成制度を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(議決年月日)

北海道松前郡福島町議会議長 溝部 幸基

提出先 北海道知事

発委第10号

令和2年2月21日

福島町議会議長 溝部 幸基 様

提出者 総務教育常任委員会
委員長 川村 明雄

「民族共生の未来を切り開く」決議について

上記の議案を、別紙のとおり福島町議会会議条例第17条第3項の規定により提出します。

「民族共生の未来を切り開く」決議

アイヌ文化の復興・発展の拠点としてウポポイ(民族共生象徴空間)が北海道白老町ポロト湖畔に、4月24日誕生する。

先住民族アイヌを主題とした日本初の「国立アイヌ民族博物館」と「国立民族共生公園」等からなるこの施設は、国では年間来場者100万人の目標を掲げ、道内においては官民一体となって誘客活動に取り組んでおり、道内各地のアイヌ文化振興の取り組みや食・観光等の地域の多様な魅力とつなげることにより、国内外への総合的な情報発信の強化となり、国民理解の促進が大きく期待される。

また、北海道を訪れる観光客のさらなる増加は、新たな産業の創出・既存産業の活性化など相乗効果も期待される場所である。

よって、福島町議会は、ウポポイ開設を機に、アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現が図られ、北海道が魅力ある大地であり続けるため、福島町民の協力を得て「民族共生の未来を切り開く」決意を、ここに表明する。

(議決年月日)

福島町議会